

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	分担金及負担金	436,530,479
	01 負担金	436,530,479
02	国庫支出金	290,207,342
	01 国庫負担金	255,397,265
	02 国庫補助金	34,810,077
03	療養給付費等交付金	2
	01 療養給付費等交付金	2
04	前期高齢者交付金	249,213,213
	01 前期高齢者交付金	249,213,213
05	共同事業交付金	1,981,820
	01 共同事業交付金	1,981,820
06	財産収入	4,000
	01 財産運用収入	4,000
07	繰入金	85,944,675
	01 繰入金	85,944,675
08	諸収入	181,570
	01 都預金利子	1
	02 貸付金元利収入	1

	03 雑入	181,568
09	繰越金	21,768,899
	01 繰越金	21,768,899
歳 入 合 計		1,085,832,000

歳出		(単位 千円)
科	目	金額
款	項	
01 国民健康保険事業費		1,085,832,000
	01 国民健康保険事業費	1,085,832,000
歳	出	合
		計
		1,085,832,000

## 令和3年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

## 予 算 総 則

令和3年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,612,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		3,242,052
	01 返還金	3,236,112
	02 利子収入	4,978
	03 契約違約金	962
02 繰入金		138,515
	01 一般会計繰入金	138,515
03 諸収入		10
	01 都預金利子	9
	02 雑入	1
04 繰越金		231,423
	01 繰越金	231,423
歳 入 合 計		3,612,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		3,612,000
	01 貸付費	3,612,000
歳 出 合 計		3,612,000

## 令和3年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

## 予算総則

令和3年度東京都心身障害者扶養年金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,833,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

## 第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	46,000
	01 財産運用収入	46,000
02	繰入金	3,786,994
	01 基金繰入金	3,786,994
03	諸収入	5
	01 都預金利子	4
	02 雑入	1
04	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,833,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 扶養年金費		3,833,000
	01 扶養年金費	3,833,000
歳 出 合 計		3,833,000

令和3年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ650,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		630,100
	01 貸付金元利収入	630,000
	02 契約違約金	100
02 繰入金		5,000
	01 一般会計繰入金	5,000
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		14,899
	01 繰越金	14,899
歳 入 合 計		650,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		650,000
	01 助成費	650,000
歳 出 合 計		650,000

令和3年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

予算総則

令和3年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	1,589
	01 貸付金元金収入	1,588
	02 契約違約金	1
02	繰入金	997
	01 一般会計繰入金	997
03	諸収入	1
	01 都預金利子	1
04	繰越金	49,413
	01 繰越金	49,413
歳 入 合 計		52,000

歳出

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		52,000
	01 助成費	52,000
歳 出 合 計		52,000

## 令和3年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

## 予 算 総 則

令和3年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		7,911
	01 貸付金元金収入	7,910
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		39,091
	01 繰越金	39,091
歳 入 合 計		48,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		48,000
	01 助成費	48,000
歳 出 合 計		48,000

令和3年度東京都と場会計予算

予算総則

令和3年度東京都と場会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,969,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1,369,159
	01 使用料	1,368,956
	02 手数料	203
02 繰入金		3,793,000
	01 一般会計繰入金	3,793,000
03 諸収入		56,840
	01 都預金利息	7
	02 物品売払代金	1
	03 雑入	56,832
04 都債		750,000
	01 都債	750,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		5,969,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 と場事業費		5,969,000
	01 と場事業費	5,969,000
歳 出 合 計		5,969,000

第2号 債務負担行為(工事請負契約)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	大動物棟空調設備改修工事	令和4年度	77,000

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額
1	と場事業費	750,000
		(3) 利率
		年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
		(4) 償還の方法
		起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
		(5) その他
		ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
		イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
		ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。
		本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
		エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債をすることがある。
		オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和3年度東京都営住宅等事業会計予算

予算総則

令和3年度東京都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,909,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	分担金及負担金	463,734
	01 負担金	463,734
02	使用料及手数料	67,191,010
	01 使用料	67,190,694
	02 手数料	316
03	国庫支出金	34,112,937
	01 国庫負担金	33,871,626
	02 国庫補助金	241,311
04	財産収入	2,335,274
	01 財産運用収入	2,294,409
	02 財産売却収入	40,865
05	繰入金	31,356,148
	01 一般会計繰入金	28,676,105
	02 特別会計繰入金	2,000,000
	03 公営企業会計繰入金	680,043
06	諸収入	4,835,896
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	587,410

	03 雑入	4,248,436
07	都債	34,614,000
	01 都債	34,614,000
08	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		174,909,000

歳出

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01	都営住宅等事業費	174,909,000
	01 都営住宅等事業費	174,909,000
歳 出 合 計		174,909,000

第2号 繰越明許費

（単位 千円）

款	項	事 業 名	金 額
01	都営住宅等事業費		18,375,000
	01 都営住宅等事業費		18,375,000
		1 住宅建設事業	18,375,000

第3号 債務負担行為(工事請負契約)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	公営住宅建設工事	令和4年度～令和6年度	46,923,000
2	都営住宅耐震改修工事	令和4年度～令和5年度	900,000
3	小笠原住宅建設工事	令和4年度	69,100
4	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和4年度～令和5年度	1,310,812
合 計			49,202,912

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	都営住宅等事業費	34,614,000
		(3) 利率
		年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
		(4) 償還の方法
		起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
		(5) その他
		ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
		イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
		ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。
		本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
		エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
		オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

## 令和3年度東京都営住宅等保証金会計予算

## 予算総則

令和3年度東京都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,833,000千円、歳出2,642,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

## 第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 保証金収入		501,000
	01 住宅保証金収入	463,000
	02 定期借地権保証金収入	38,000
02 繰入金		2,212,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	2,212,000
03 諸収入		1,000
	01 住宅保証金利子収入	900
	02 定期借地権保証金利子収入	100
04 繰越金		8,119,000
	01 繰越金	8,119,000
歳 入 合 計		10,833,000